

No.1

2023

年度

農業融資財務分析基礎講座

決算書の見方・分析の仕方

系統信用事業の人材育成機関



はしがき

「第六次産業」という言葉をご存知ですか？

農業に関わるお仕事をしていれば、知っている人も多いかと思います。

農業経営者が、第一次産業に分類される農産物の生産だけではなく、生産食品加工（第二次産業）、流通や販売（第三次産業）にも積極的に関わることで、農業を活性化させようというものです。

一×二×三=六ということで、第六次産業と名づけられました。

（一がゼロになってしまったら、=ゼロになるという意味もあるようです。）

この第六次産業を支援する法律として、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」が平成22年12月から施行されています。

また、平成21年12月施行の農地法の改正により、一般法人が農地を貸借することの規制が緩和されたことなどの施策の後押しもあり、農地所有適格法人（以前の農業生産法人）が平成22年の11,829社から令和2年は19,550社に、その経営耕地面積も225,273haから543,614haに、それぞれ増加しています。

また、農業以外の業種から資本提供を受けている法人も増加しており、農業の法人経営や他業種参入が活発になっているといえます。

このような状況下ですが、個人経営も健闘しています。

令和元年の新規就農者は約56,000人、うち49歳以下は約18,500人であり、ここ数年2万人前後で推移しています。

農業経営者はもともと高齢者が多いため、年々、廃業される人も増えてはいますが、それでも魅力のある産業であることに違いありません。

この「農業融資財務分析基礎講座」は、JAで働く皆さんへ、とりわけ、個人農家の方への融資を担当されている皆さんへ向けて書きました。

農業を営む個人事業者の

- 決算書の読み方
- 決算書の分析の仕方
- 資金繰りの基本

について、わかりやすく説明をしています。

そして、ここで得た知識を日頃のお仕事に大いに活かし、日本の農業をさらに盛り上げていただけることを期待しています。

どうぞ最後までお付き合いください。

目 次

第1章 農業経営体の決算書

① 経営体の種類	8
② 決算書の種類と青色申告	9
③ 簿記のルール	16

第2章 損益計算書を理解する

① 収入金額	23
② 棚卸しと収穫基準	26
③ 減価償却	29
④ 修繕費	34
⑤ 人件費	36
⑥ その他の経費	39
⑦ 農産物以外の棚卸高	41
⑧ 経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用	42
⑨ 各種引当金、準備金等	43
⑩ 青色申告特別控除額	44
⑪ 肉用牛の特例	46

第3章 貸借対照表を理解する

① 現金・預金	50
② 売掛金と貸倒引当金	51
③ 棚卸資産	52

④ 固定資産	53
⑤ 買掛金、未払金	55
⑥ 借入金	55
⑦ 預り金	56
⑧ 事業主貸、事業主借	57
⑨ 元入金	58

第4章 他項目との関係

① 所得区分	62
② 損益通算	64

第5章 決算書分析の仕方

I 個人農家の決算書分析 66

① 決算書分析の前に	66
② 増減分析	69
③ 分析のまとめ	76

II 農業法人の決算書分析 78

① 農業法人とは	78
② 決算書の読み方	79
③ 分析のはじめに	91
④ 各種財務指標による分析	95
⑤ 分析のまとめ	103

第 1 章

農業経営体の決算書

- ① 経営体の種類
- ② 決算書の種類と青色申告
- ③ 簿記のルール

1 経営体の種類

決算書の説明をする前に、農業に関わる経営体の主な種類について確認をしましょう。

大きく分けて、個人と法人の2種類です。

農業で多いのは、個人事業の形態です。

自営業ともいいますが、個人が自身の名義で商売をすることを指します。

個人が100円の商品を仕入れて、これを150円で売ったら50円の儲けです。

1月1日から12月31日までの期間における、こういった商売上の取引を記録して、1年間の儲けを計算します。

この儲けから所得税を計算して、翌年3月15日までに、税務署に申告と納税をします。これを確定申告といいます。

一方、個人が会社を作りて商売をすることを法人経営と呼びますが、一般的な商売であれば、この法人経営の方が、身近でありイメージもわきやすいかもしれません。

JAも法人の一種です。

法人とは、法的に人格を持った経営体をいい、その法人の名義で商売をします。

その法人に出資をした人は株主といい、その法人の所有者です。

その株主から指名をされた人が役員となり、その役員の代表である社長が、その法人を経営します。

中小企業は、株主と社長が同じ人であることが多いです。

個人は1月から12月までの暦年を計算期間として、儲けを計算していましたが、法人ですと、その法人が定款（法人の目的や組織を定めた基本規則）で決めた事

業年度を計算期間として、その期間における利益をもとに、法人税などを計算して、期末から2か月以内に、税務署に申告と納税をしなければいけません。

法人が儲かったら、株主は配当金をもらったりもします。

農業を営む法人は農業法人と呼ばれます。

さらに、さまざまな要件を満たし、農地を取得することができる農業法人は農地所有適格法人と呼ばれます。

令和2年の農林業センサスによると、農業を経営する個人事業者は約104万人、法人は約3万1千社あるとされています。

2 決算書の種類と青色申告

一般的に、事業の決算書は

- ・貸借対照表
- ・損益計算書

のふたつが中心とされます。

この決算書の用途はさまざまです。

利益を計算するため、税金を計算するため、金融機関から融資を受けるため、さらに法人の場合は、株主に対し1年間の事業成績を報告するためという重要な目的もあります。

個人の場合、とりわけ個人農家の場合は、税金を計算するためという目的が主かもしれません。

個人と法人、どちらであっても、決算書と、税金の申告書を作ることは一緒で

ですが、その様式や計算の仕方は異なります。

さらには、青色申告か白色申告かでも異なります。

青色申告とは、収入や経費に関する日々の取引の状況を記帳し、その記帳からきちんと儲けや税金を計算して申告することをいい、この青色申告の事業者はいくつかの税金計算の特例を使うことができます。

ちなみに、この青色申告の制度は、昭和24年に発表されたシャウプ勧告に基づき施行されたものです。

青色申告制度を作ったカール・シャウプが、日本国内を視察中に、日本人は青色に良いイメージを持っていることを知ったことから、青色申告と名付けたそうです。

青空のように晴れ晴れした正しい申告をしてほしいという想いが込められています。

青色申告を選択していない事業者は、白色申告の事業者と呼ばれます。

帳簿を作成すれば自動的に青色申告の事業者になれるわけではなく、事前に申請をする必要があります。

また、青色申告の事業者になっても、実際には帳簿を作っていないかったり、帳簿の内容に虚偽があると、青色申告が取り消されるので注意が必要です。

それでは実際に、個人事業の青色申告決算書の様式を見てみましょう。

農業所得用の青色申告決算書の様式です。

F A 3 1 0 0

令和〇年分所得税青色申告決算書(農業所得用)

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住 所	業種名	事務所所在地
フリガナ 氏 名	農園名	依頼 税理士等 氏 名 (名称)
	電話番号	電話番号

令和 年 月 日 損 益 計 算 書 (自 □ 月 □ 日 至 □ 月 □ 日)

整理番号

提出用 (令和二年分以降用)	科 目		金額 (円)	科 目	金額 (円)	科 目	金額 (円)
	収 入	経 費		差 引 金額 (⑦-⑧)	各 種 引 当 金 ・ 準 備 金 等	繰 入 額 等	所 得 金 額 (⑩-⑪)
	販 売 金 額 ①			作業用衣料費 ⑨			
	家事消費金額 ②			農業共済掛金 ⑩			
	事業消費 ③			減価償却費 ⑪			
	雜 収 入 ④			荷造運賃手数料 ⑫			
	小計 (①+②+③) ④			雇 人 費 ⑬			
	農産物の 棚 卸 高	期首 ⑤		利 子 割 引 料 ⑭			
		期末 ⑥		地 代 ・ 貸 借 料 ⑮			
	計 ⑦			土 地 改 良 費 ⑯			
	(④-⑤+⑥)			其 他 ⑰			
	租 稅 公 課 ⑧			雜 費 ⑱			
	種 苗 費 ⑨			小 計 ⑲			
	素 奏 費 ⑩			農産物以外 の 棚 卸 高	期首 ⑳		
	肥 料 費 ⑪			期 末 ㉑			
	飼 料 費 ⑫			経費から差し引く果 樹牛馬等の育成費用 ㉒			
	農 具 費 ⑬			計 (㉑+㉒-㉓-㉔) ㉕			
	農 藥 生 費 ⑭						
	諸 材 料 費 ⑮						
	修 着 費 ⑯						
	動 力 光 熱 費 ⑰						

●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。

●下の欄には、書かないでください。

⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

令和〇年分

氏名
フリガナ

F A 3 1 2 5

整理番号

Ⓐ 収入金額の内訳（現金主義によっている人は、期首、期末の棚卸高は記入しないでください。）

区分 提出用 (令和二年分以降用)	作付面積 (耕育) (頭羽数)	本年 収穫量 (生産頭羽数)	農産物の 期首 棚 卸 高		販売金額	家事消費 事業消費		農産物の 期末 棚 卸 高	
			数量	金額		数量	金額	数量	金額
田	a	kg	kg	円	円	kg	円	kg	円
畑									
果樹									
特種施設	m ²								
農産物 計	耕作面積 a				⑥				⑥
畜産物	頭羽	頭羽							
その他									
合計					①	②			③

Ⓑ 雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名	日数	支 給 額			所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
		現 金	現 物	合 計	
	延 日	円	円	円	円
その他(人分)					
計				④	

(注) ①、②、③、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪の金額は、それぞれを1ページの①、②、③、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩の欄に移記してください。

種 類	区 分		金 額
	期首	期末	円
収 入			
合 計			⑩

区分	期首 棚 卸 高		期末 棚 卸 高	
	数量	金額	数量	金額
未収種苗原価				
販売用動物				
種苗・肥料・農業用材料				
その他の				
合 計			⑪	⑫

Ⓒ 専従者給与の内訳

氏 名	統 柄	年 齢	從事 月 数	支 給 額			所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
				給	料	賞 与	
		歳	月	円	円	円	円
計			延べ従 事月数				⑬

整理番号 F A 3 1 5 0

⑬ 減価償却費の計算

(令和二年分以降用)	面積 又は 数量	取 得 (成熟) 年月	① 取 得 価 額 (債 却 保 証 額)	② 債 却 の 基 礎 に なる 金 額	債 却 方 法	耐 用 年 数	③ 債 却 率 又 は 改 定 債 却 率	④ 本 年 中 の 債 却 期 間	⑤ 本 年 分 の 普 通 債 却 費 (②×③×④)	⑥ 割 増 (特別) 債 却 費	⑦ 本 年 分 の 債 却 費 合 計 (⑤+⑥)	⑧ 事 業 専 用 割 合 (⑦×⑧)	⑨ 本 年 分 の 必 要 經 費 算 入 額 (⑧×⑨)	⑩ 未 債 却 残 高 (期末残高)	摘要
		年 ・ 月 (年 月)		円 (年 月)		年		月 12	円 (年 月)		円 (年 月)	%	円 (年 月)	円 (年 月)	
		・ (年 月)						12							
		・ (年 月)						12							
		・ (年 月)						12							
		・ (年 月)						12							
		・ (年 月)						12							
		・ (年 月)						12							
		・ (年 月)						12							
		・ (年 月)						12							
		・ (年 月)						12							
		・ (年 月)						12							
		・ (年 月)						12							
		・ (年 月)						12							
		計													

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ⑦欄のカッコ内に債却保証額を記入します。

⑭ 果樹・牛馬等の育成費用の計算(販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。)

果樹・牛馬等 の 名 称	取 得 ・ 定 植 等 の 年 月 日	① 前 年 か ら の 継 越 額	育 成 費 用 の 明 細						⑤ 本 年 中 に 成 熟 し た もの の 取 得 価 額 (⑦+⑧-⑨)	⑥ 翌 年 へ の 継 越 額 (⑦+⑧-⑨)	⑩、⑪、⑫の 金 額 の 計 算 方 法		
			③ 本 年 中 の 種 苗 費 、 種 付 肥 料 、 農 薬 等 の 投 下 費 用	④ 本 年 中 の 小 計 (③+④)	⑤ 育 成 中 の 樹 木 等 か ら 生 じ た 收 入 金 額	⑥ 本 年 に 取 得 し た 債 却 額 (⑤-③)	⑦ 本 年 中 に 成 熟 し た もの の 取 得 価 額 (⑦+⑧-⑨)	⑧ 翌 年 へ の 継 越 額 (⑦+⑧-⑨)					
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
		計											

⑮ 地代・賃借料の内訳

⑯ 利子割引料の内訳(農協・金融機関を除きます。)

⑰ 税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支 払 先 の 住 所 ・ 氏 名	小 作 料 、 賃 料 等 の 明 細	面 積	支 払 額	支 払 先 の 住 所 ・ 氏 名	現 在 の 借 入 金 等 の 金 額	本 年 中 の 利 子 割 引 料	左 の う ち 必 要 經 費 算 入 額	支 払 先 の 住 所 ・ 氏 名	本 年 中 の 賃 借 料 等 の 金 額	左 の う ち 必 要 經 費 算 入 額	合 計 金 額 等 の 金 額	

(注) ⑨、⑩の金額は、それぞれを1ページの⑨、⑩の欄に移記してください。

修理番号

F A 3 1 7 5

貸 借 対 照 表

(資産負債調)

(令和 年 月 日現在)

① 貸倒引当金繰入額の計算 (現金主義によっている人は、記入しないでください。)

令和 二年分 以降用	金額
	個別評価による本年分繰入額 (「個別評価による貸倒引当金に関する明細書」の金額の金額を書いてください。) ①
	年利における一括評価による貸倒引当金の繰入れの対象となる資金の合計額 ②
	本年分繰入限度額 (② × 5.5 %) ③
	繰入額 本年分繰入額 ④
	本年分の貸倒引当金繰入額 (① + ④) ⑤

⑥ 青色申告特別控除額の計算 (この計算に当たっては、「後者の手続き」の「青色申告特別控除額」の項を読んでください。)

本年分の不動産所得の金額 (青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	(印字のときは) ⑥ 円
青色申告特別控除前の事業所得の金額 (1ページの「従業員収入」の各種の金額を書いてください。) ⑦	(印字のときは) ⑦ 円
33万円又は55万円と△のいずれか少ない方の金額 33万円の青色 (不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。) ⑧	⑧
申告特別控除を青色申告特別控除額を受ける場合 (印字のときは) ⑨	⑨
上記以外の場合 (印字のときは) ⑩	⑩
青色申告特別控除額 (△万円 - △のいずれか少ない方の金額) (不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。) ⑪	⑪

⑫ 本年中における特殊事情

（注）⑬、⑭の金額は、それぞれを1ページの左、右の欄に移記してください。

資 産 の 部		負 債 ・ 資 本 の 部	
科 目	月 日(期首)	科 目	月 日(期末)
現 金	円	買 振 金	円
普 通 預 金		借 入 金	
定 期 預 金		未 払 金	
そ の 他 の 預 金		前 受 金	
売 振 金		預 り 金	
未 収 金			
有 価 証 券			
農 産 物 等			
未 収 握 農 产 物 等			
未 成 熟 の 果 树 育 成 中 の 牛 馬 等			
肥 料 そ の 他 の 肥 草 品			
前 払 金			
貸 付 金			
建 物 ・ 構 築 物		貸 倒 引 当 金	
機 械 具 等			
果 树 ・ 牛 馬 等			
土 地			
土 地 改 良 事 業 受 益 者 負 担 金			
		事 業 主 債	
		元 入 金	
事 業 主 貸		青 色 申 告 特 別 控 除 前 の 所 得 金 额	
合 计		合 计	

● 65万円又は55万円の青色申告特別控除を受ける人は必ず記入してください。それ以外の人でも分かる箇所はできるだけ記入してください。

（注）「元入金」は、「期首の資産の総額」から「期首の負債の総額」を差し引いて計算します。

4ページにわたりますが、まず1ページ目が

・**損益計算書**

で、1年間の収入と経費を集計して、所得金額（利益）を計算するものです。

2ページから4ページの途中にかけて、

- A 収入金額の内訳
- B 農産物以外の棚卸高の内訳
- C 雇人費の内訳
- D 専従者給与の内訳
- E 減価償却費の計算
- F 果樹・牛馬等の育成費用の計算
- G 地代・賃借料の内訳
- H 利子割引料の内訳
- I 税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳
- J 貸倒引当金繰入額の計算
- K 青色申告特別控除額の計算
- L 本年中における特殊事情

と並び、最後にやっと、

・**貸借対照表**

が登場します。

貸借対照表は、年初と年末のそれぞれにおいて、その個人の農業に関する資産と負債がどれだけあるかを表すものです。

途中のAからLの情報は、この最初の損益計算書と最後の貸借対照表を読み解く上で重要な役割を果たしています。

2023

年度

No.2

農業融資財務分析基礎講座

資金繰りの基本

系統信用事業の人材育成機関



目 次

第1章 資金繰りの基本

① 「勘定合って銭足らず」	4
② 損益計算と収支計算のズレ	6
(1)商品を仕入れ、売り上げたケース／6	(2)仕入≠売上原価／22
(3)経費における時間的なズレ／28	(4)黒字倒産とは／32
(5)取引にともなうお金のながれ／34	(6)仕入支出と売上収入との時間の「ズレ」／38
(7)売上が増加すると、不足金額も大きくなる……／39	
(8)JA取引と資金繰り／40	
③ あらためて、資金繰りとは	42
(1)「資金繰り」は、お金のやりくり／42	(2)なぜ、資金繰りは必要か／43
(3)資金繰りの考え方／44	(4)JAの立場で資金繰りを考える／45

第2章 資金繰りの原則

① 資金繰りには、一定の法則がある	48
② 資金には性質がある	51
(1)資金の運用と調達／51	(2)流動と固定の区分／55
(3)「元入金」は返済の必要がない負債／57	(4)流動資金と固定資金／58
③ 固定資金の運用と調達のバランス	60
(1)資金貸借対照表から運用と調達のバランスをチェック／61	
(2)設備資金の調達／64	
④ 流動資金の運用と調達のバランス	73

(1)流動資金の中身／73 (2)営業運転資金／74 (3)営業運転資金
の調達／76 (4)経営体質の改善が必要／77 (5)営業運転資金の
調達方法／78 (6)財務指標で管理／83 (7)売上債権や在庫を少
なくするためには／85

第 1 章

資金繰りの基本

- ① 「勘定合って銭足らず」
- ② 損益計算と収支計算のズレ
- ③ あらためて、資金繰りとは

1 「勘定合って銭足らず」

みなさんは、「勘定合って銭足らず」という言葉を聞いたことがありますか？

資金繰りを学習する際には、必ずと言っていいほど出てくる言葉ですが、これは、会計の世界における計算の上では、とりあえず利益が出ているにもかかわらず、手元にはお金が残っていない、という状態をいいます。

ここでいう、「勘定」とは利益（所得）のこと、「銭」とはお金のことを指しますが、利益が出ていれば、当然にお金も残っている、そう考えるのが普通だと思います。

ところが、倒産した会社の決算書を見るとすべて赤字会社かというと、決してそういうわけではありません。実は、黒字でしっかりと利益を出している会社でも倒産することはよくあることなのです。

いきなり暗い話で恐縮ですが、黒字の会社が倒産することなんて……、と不思議に思う人もいらっしゃるかもしれません。

そういう人はおそらく、利益の多い会社は、資金も豊富のはずだから、資金繰りも当然楽だろう、と考えているはずです。

しかし、ここすでに1つの誤解が生じているのです。

なぜなら、利益が多いからといって、必ずしもそれだけのお金が手元にあるとは限らないのです。

なぜでしょうか。その原因は、一言でいえば、

タイムラグ = 時間のズレ

です。

ひと昔前の商売の形態というのは、通常商品を販売すると、商品の引渡しと同時に代金も受け取る、いわゆる

現金主義

でした。

つまり、商品の「販売」と代金の「回収」が一致していたのです。

この場合においては、お金のやりくりについて、それほど頭を悩ますことはありませんでした。

ところが、今や時代は信用経済が中心となっています。

信用経済のもとでは、原材料を購入したり、商品を仕入れたりした場合の決済方法は、掛けによるのが普通です。

むしろ、現金で決済することの方が稀です。

第1分冊でも申し上げましたが、農業における収入金額の計算は、

販売基準

でカウントすると説明しました。

規模の小さい個人事業者は別として、基本的には、代金をもらった時点で収入金額を計算するのではなく、農産物等の商品を販売した時点、つまり、モノの引渡しがあった時点で収入金額をカウントするのです。

一般的にも、小売業はともかくとして、商品や製品を販売したときには現金による決済は行わずに、掛けによって売り上げ、その後に現金や手形で決済されます。

この場合において、会計の世界では、原則として、

発生主義

により、損益を計算することとされています。

発生主義とは、お金の「出」とか「入り」とは関係なく、収益と費用の「発生」にもとづいて損益計算をする方法です。

この発生主義によれば、商品の購入を、掛けで行おうが、現金や手形で支払おうが、「仕入」という事実があれば、その時点で費用として認識されるのです。

逆に、商品を販売すれば、たとえその回収が現金であろうが、または、掛けで売り上げようが、「売上」という事実があれば、収入金額（収益）として認識さ

れることになるのです。

そして、このように発生主義によって計上された収益から費用を差し引いた残りが利益（所得）なのです。

もうお分かりのように、収益や費用を計算する場合に、現金の実際の動きは関係ないのでですから、こうして計算された利益についても、当然、現金の裏付けはありません。

そして、通常は、売上による代金回収（つまり、お金の「入り」）よりも、仕入や販売費などの支払い（つまり、お金の「出」）の方が、先行するでしょうから、どうしてもお金は不足になりがちになるのです。

いかがでしょうか。これで、利益が多くでている会社は資金繰りも楽だ、ということには、必ずしもならないことがお分かりいただけたと思います。

現金主義であれば、「勘定合って銭足らず」の状態にはなりません。あくまで、現代のような信用経済のもとで、発生主義により会計処理が行われると、「勘定」は合うのに「銭」が足らなくなるのです。

2 損益計算と収支計算のズレ

ここで、簡単な例を基に、具体的に数字を使って「勘定合って銭足らず」の原因となる損益計算と収支計算の「ズレ」を確認しておきましょう。

（1）商品を仕入れ、売り上げたケース

はじめに、「勘定」、つまり利益の計算ですが、これは、

$$\text{収益} - \text{費用} = \text{利益}$$

と計算されます。

これに対して、「銭」、つまりお金の収支は、

$$\text{収入} - \text{支出} = \text{収支}$$